

長崎県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定め  
る規則

平成 18 年 1 月 18 日

規則第 2 号

(職務を代理する職員)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」とい  
う。）第 292 条において準用する同法第 152 条第 2 項の規  
定に基づく長崎県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合  
長」という。）の職務を代理する職員は、事務局長とする。

(職務を代理する上席の職員)

第 2 条 法第 292 条において準用する同法第 152 条第 3 項の  
規定により広域連合長の職務を代理する上席の職員の順序は、  
長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成 18 年広域  
連合規則第 1 号）第 3 条及び第 4 条に規定する上席の職員の順  
及び課の順序による課長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。